

はじめに

近年、気候変動に伴う災害の激甚化は、益々深刻さを増し、更には、中東情勢を巡る地政学的リスクの高まりや、ウクライナへの軍事侵攻等に伴う歴史的なエネルギー価格の高騰など、避けては通れない危機的な状況に直面しております。

環境分野では、令和5年11月から12月にかけて開催されたCOP28におきまして、パリ協定で掲げた世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える目標についての進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク」が初めて実施されました。その結果、現在の進捗状況では、目標達成までにまだ隔たりがあり、更なる行動が必要であることが明らかとなりました。各国がそれぞれの特徴を生かした取組を着実に実行するとともに、地域としても共通の目標達成に向けて貢献していくことが不可欠となっております。



我が国においては、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、中期目標として「2030年度において温室効果ガス46%削減(2013年度比)」を掲げたところであり、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画等に基づき、気候変動対策を着実に推進していくこととしています。

こうした状況を踏まえ、本市としても令和2年に表明したゼロカーボンシティの実現に向けて、地球温暖化対策を一層推進するため、「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」を改定することといたしました。

計画策定の過程では、本テーマを議題としたタウンミーティングを行い、私も直接市民の皆様から多くの御意見を伺ってまいりました。本計画は、これら市民・事業者の御意見と環境審議会の答申を踏まえ、本市の高みに向けた目標値の設定や、脱炭素施策等を新たに取りまとめたものです。

2050年カーボンニュートラルの実現、次世代へ繋ぐ持続可能な都市の実現に向けては、行政が率先して地球温暖化対策に取り組むことは当然のことながら、市民一人ひとりが地球温暖化対策を実践していただくことが大変重要です。

市民・事業者・行政が絆を結び、一丸となって本計画を推進することが不可欠でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

さいたま市長 清水 勇人

目次

第1章

計画改定の背景

- 1 改定の主旨 1
- 2 計画の位置付け 2

第2章

地球温暖化を取り巻く 動向

- 1 地球温暖化とは 3
- 2 気候変動の現状 4
- 3 地球温暖化に関する国際的な動向 6
- 4 国内の動向 8
- 5 さいたま市の主な取組 14

第3章

気候変動の現状と 将来予測

- 1 日本の温室効果ガスの現状 17
- 2 日本の気候変動の現状と将来予測 18
- 3 さいたま市の温室効果ガス排出量の現況 20
- 4 さいたま市の気候変動の現状及び将来予測 24

第4章

計画の方向性

- 1 策定における課題 26
- 2 計画の方針 27
- 3 本計画とSDGsの関係 29

第5章

本計画の目標

- 1 さいたま市が目指す脱炭素分野の将来像 30
- 2 温室効果ガス削減目標の考え方 31
- 3 温室効果ガス排出量の将来推計 33
- 4 削減量の推計 34
- 5 温室効果ガスの削減目標 36
- 6 温室効果ガス削減の将来目標 38
- 7 再生可能エネルギー等の導入目標 39

第6章

緩和策に係る施策・取組

- 1 各主体の役割 市民・事業者・行政 40
- 2 施策の体系 41
- 3 施策の展開 43

第7章

重点施策

- 1 重点施策の位置付け 67
- 2 重点施策 68

第8章

促進区域

- 1 促進区域の設定における目的 74
- 2 促進区域の設定に関する基準 76
- 3 地域脱炭素化促進施設の種類と規模 77
- 4 地域脱炭素化のための取組 77
- 5 地域脱炭素化促進事業の目標 77
- 6 さいたま市の促進区域 77
- 7 さいたま市の促進区域の全体像 78
- 8 地域の環境の保全のための取組 79
- 9 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 80

第9章

さいたま市気候変動 適応計画

1	気候変動への適応とは	81
2	計画の位置づけ	82
3	地域気候変動適応センター	82
4	分野別の影響評価	83
5	各主体の役割 市民・事業者・行政	85
6	適応策の推進	86

第10章

さいたま市地球温暖化 対策実行計画 【事務事業編】

1	基本的事項	91
2	温室効果ガス総排出量の削減目標	94
3	目標達成に向けた取組及びその目標	96
4	さいたま市環境配慮型公共施設整備方針	101

第11章

計画の推進・進捗管理

1	推進体制	105
2	進捗管理	107

資料編

1	温室効果ガス排出量の推計方法とその見直し	109
2	さいたま市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)における取組	111
3	環境配慮型公共施設整備方針の具体的な対策例	114
4	策定の経緯	117
5	さいたま市環境審議会 委員名簿	118
6	さいたま市環境審議会 答申(令和5年11月27日)	120
7	庁内委員会	121
8	市民参加の取組	124
9	事業者アンケート	127
10	用語解説	129

コラム

タイトル	掲載ページ
世界の二酸化炭素排出量	4
SSPシナリオとは?	5
さいたまサステナブル都市サミット～E-KIZUNAグローバルサミット～	16
市民1人当たりの温室効果ガス排出量目標	37
家庭における省エネ行動で節約と温室効果ガスの削減を!	45
水素エネルギー導入事例	51
促進区域の設定における効果	74
関係許可等手続のワンストップ化特例について	75

- 【注】** 1. 表及びグラフの数値は、四捨五入により合計値が一致しない場合があります。
2. 温室効果ガス排出量は、「万t-CO₂」など、二酸化炭素(CO₂)に換算して表記しています。
3. エネルギー消費量は、「TJ」など、熱量に換算して表記しています。

1 改定の主旨

気候変動問題は、私たち一人ひとりにとって避けることができない、喫緊の課題であり、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。日本においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されているとともに、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。

国際的には、平成27(2015)年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(Conference of the Parties、以下「COP」という。)がパリで開催され、地球温暖化対策の国際的な枠組みとして、パリ協定が採択され、気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが目標として掲げられました。

平成30(2018)年に公表された気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change、以下「IPCC」という。)の「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前の気温から1.5℃の水準に抑えるためには、2050年頃に二酸化炭素排出量を正味ゼロとすることが必要であると示され、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標とする動きが広まりました。

このような国際的な動向を受け、日本では、パリ協定の目標等を受け、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

それ以降、「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律(以下「改正地球温暖化対策推進法」という。)」が令和3(2021)年5月26日に成立、6月には「国・地方脱炭素実現会議」において「地域脱炭素ロードマップ」が公表、10月には「第6次エネルギー基本計画」・「地球温暖化対策計画」が閣議決定されるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

改正地球温暖化対策推進法では、2050年カーボンニュートラルを基本理念に位置付けるとともに、その地域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項を定めることが示されています。

これに加えて、施策の実施に関する目標を定めることやこれらの目標の達成に向けて、「地域脱炭素化促進事業」を推進する仕組みを創設し、地域の脱炭素化の促進が明記されるなど、地域の役割はこれまで以上に大きくなっています。

本市は、それらに先駆けて令和2(2020)年7月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ、いわゆる「ゼロカーボンシティ」を目指していくことを表明しました。

また、令和3(2021)年5月には、「さいたま市気候非常事態宣言」を発出しました。この宣言に基づき、気候が非常事態にあるという危機感を市民・事業者等のあらゆる主体と共有し、一丸となって、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現に取り組んでいます。

さらに、令和4(2022)年4月に「脱炭素先行地域」、令和5(2023)年4月に「重点対策加速化事業」に国から選定され、脱炭素社会に向けた取組を加速的に進めているところです。

「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、こうした変化への対応を図り、これまでの計画の進捗状況と課題等を踏まえた新たな温室効果ガス排出量削減目標と、目標達成のための施策を定めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策に関する施策・取組の詳細を示すものです。

2 計画の位置付け

「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)の第21条第3項に基づく計画です。この計画は、本市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等を総合的かつ計画的に進めるための施策を定めるものです。

本市の最上位計画である「さいたま市総合振興計画」(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)は、中長期的な視点から目指すべき将来都市像とその実現に向けた基本的な政策及び施策を総合的・体系的に定める計画で、本市の都市づくりを計画的に進めていくための指針となるものです。この計画では、各分野における基本的な政策と施策及びその中から将来都市像の実現に効率的かつ大きく貢献していく事業を重点化し、「重点戦略」として位置付けています。重点戦略では「重点戦略1:さいたまの5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略」として、「戦術1:先進技術で豊かな自然と共存する環境未来都市の創造」とされており、脱炭素社会に向けた先駆的な技術やサービスの展開として、次世代自動車等の普及、再生可能エネルギーの積極的導入、電力の地産地消について記載されています。

これらを踏まえ、本市を取り巻く社会経済状況の変化や気候変動を始めとする環境・経済・社会をめぐる広範な課題に対応するため、「さいたま市環境基本計画」と一体となり、関連する様々な環境分野における施策の方向性を与えるものとして改定を行うことで、これまでの取組の継続と発展を踏まえ、今後の更なる取組の強化を図ります。

また、計画の改定にあたっては、これまで本市が取り組んできた「さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略」や気候変動適応法第12条に基づく「さいたま市気候変動適応計画」を内包し位置付けるとともに、地球温暖化対策推進法第21条に基づき市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置等の方向性についても示す「さいたま市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を内包することで、包括的かつ計画的・効率的に推進します。

本計画は「さいたま市環境基本計画」に掲げる5つの基本目標の一つ「地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する」の実現に向けた施策の部門別計画に該当するものです。

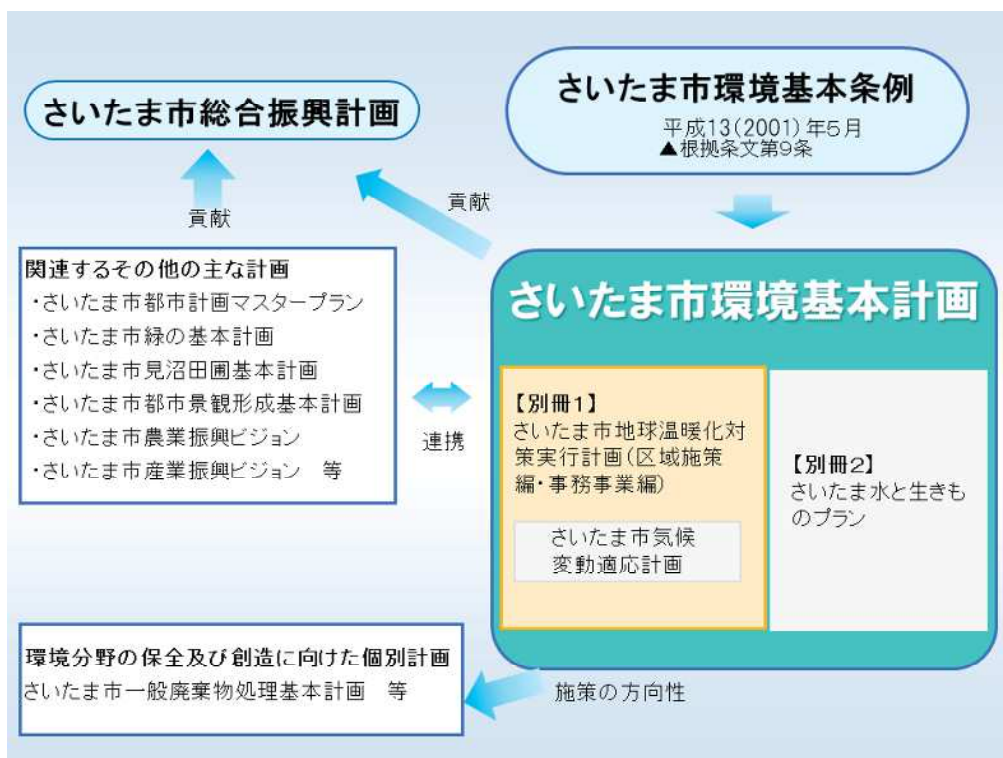


図1 計画の位置付け